

1 開催日 平成30年1月30日（火）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第2号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第3 市教委第3号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

報告 ○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
	学校教育課人事班長	岡 本 伸 浩
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子
	教育政策課主任	北 岡 美 樹

1 平成30年1月30日（火） 午後4時15分～午後5時20分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時15分

横田教育長

ただいまから、第1196回高知市教育委員会1月定例会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、谷委員、お願いいたします。

谷委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第2号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第2号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」説明いたします。

高知市では、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成26年5月に教育委員会の附属機関として「高知市いじめ防止等対策委員会」を設置し、高知市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の様々な対策を図ってまいりました。

発足に当たりましては、条例第13条に従い、学識経験その他専門性を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、現在6名の委員を委嘱させていただいております。

委員の任期は2年以内とされており、現委員の任期は平成30年4月30日までとなっておりますが、この度、高知赤十字病院小児科医師の安部委員が平成29年12月をもって辞職されることに伴い、委員を退任することになりました。そのため、教育委員会としましては、改めて高知市医師会から、高知医療センター小児科医師の所谷知穂さんを委員としてご推薦をいただきましたので、ご承認をお願いします。

所谷さんは、高知医療センター研修医を経て、平成21年4月から専修医として小児科に勤務されており、現在は小児診療部、小児科医長として活躍されております。

解嘱と新たな委嘱はお手元の名簿のとおりとなっております。新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、前任者の残任期間の平成30年4月30日までとなっております。新しい委員の名簿につきましては4ページに記載しております。今回の委嘱で女性委員の割合は1名増えて6名のうち2名が女性委員となりました。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

————— 【は い】 —————

横田教育長

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第2号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第2号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課人事班長

高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について説明いたします。今回の改正の趣旨は、主に2点ございます。

1点目は、学校教育法施行令において学校の学期や休業日を定めることを規定した「第29条」が改正されたことにより、該当条項との整合について齟齬が生じている内容について所要の整備を行うものでございます。

お手元の資料7ページの新旧対照表をご覧ください。管理運営規則第1条の改正は、学校教育法施行令第29条に、「体験的学習活動等休業日」を定めるに当たっての留意事項に係る項が、「第29条第2項」として加えられたことにより、市町村教委が設置する公立学校の学期や休業日を定めることを規定した「第29条」の条項が「第29条第1項」に変更となったことにより、該当条項部分の整合について整備したものです。

2点目は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行により、事務職員の職務規定が改められたことに伴い、齟齬が生じている内容について所用の整備を行うものです。

資料の7ページから8ページにかけて、ご覧ください。当該法律等の施行により、学校教育法第37条第14項に規定された事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正されたことにより管理運営規則第20条の2に規定された事務職員の職名ごとの職務を整備したものです。以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

西森委員

「従事する」と「つかさどる」は内容がどれくらい違うものでしょうか。

学校教育課人事班長

平成28年度の文部科学省の事務次官通知の中で、「従事する」を「つかさどる」に変更した意図として、学校組織における事務職員というのは、総務、財務等に通じる唯一の専門職でありまして、この業務の見直しを目的とするということで、「従事する」を「つかさどる」としております。また、専門性をいかしまして、「つかさどる」とすることによりまして、学校の事務に一定の責任をもって処理をすることに加えて、学校運営の面につきましても主体的、積極的に参画することを目指して、「つかさどる」という表現にしたとされております。

横田教育長

ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって市教委第3号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項でございます。当報告事項は、個人情報に関わる内容のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

横田教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時20分

署 名

教 育 長 _____

2 番 委 員 _____